

【健生西部デイサービスなでしこ地域密着型通所介護重要事項説明書】

(1) 事業者

法人名 徳島健康生活協同組合
法人所在地 徳島県徳島市下助任町4丁目9番地
電話番号 088-654-8363
代表者氏名 理事長 児嶋 誠一

(2) 事業所の概要

事業所の名称 健生西部デイサービスなでしこ
事業所の所在地 徳島県三好市池田町サラダ 1877-1
電話番号 0883-72-1011
事業所管理者氏名 住友 泉
開設年月 平成28年4月1日
利用定員 17人

(3) 事業実施地域及び営業時間

1 通常の事業の実施地域 : 三好市池田町サラダ

2 営業日及び営業時間

営業日 毎週月～土曜日とする。
(ただし12月30日～1月3日は除く)
営業時間 8時30分～17時30分

休業日 日曜日・年末年始(12月30日～1月3日)

(4) 従業者の職種及び職務内容

- ・管理者 1名(専従または兼務)
職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ・生活相談員 1名以上
利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業所等、他機関との連携において必要な役割を果たす。
- ・介護職員 利用者数に応じて配置
利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。
- ・看護職員 1名以上
健康チェックを行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- ・機能訓練指導員(看護師と兼務)
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練を行う。

(5) サービス内容

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- ・ 健康観察（血圧・体温測定）
- ・ レクリエーション、クラブ活動（季節行事、手芸等）
- ・ 日常生活上の世話（排泄介助・食事介助等）
- ・ 機能訓練
- ・ 送迎

(6) 情報の提供の同意

- 1 利用者は、居宅介護サービスを受けるために必要な情報を、居宅介護支援事業者および居宅介護サービス事業者に提供することについて同意します。
- 2 事業所は、利用者から予め同意を得て、居宅介護支援事業者および居宅介護サービス事業者に対し、利用者の個人情報の提供を行います。

(7) 利用料金

介護保険を利用する場合は、原則として基本利用料金（料金表）にて厚生労働省の定めた介護報酬の告示上の額となります。（介護保険負担割合証の割合に応じます。）

但し、介護保険の給付範囲を超えたサービスは、全額自己負担となります。

(1) 料金表 ①地域密着型通所介護利用料

		3時間以上4時間未満	4時間以上5時間未満	5時間以上6時間未満	6時間以上7時間未満
要介護1	1割負担	416円/日	436円/日	657円/日	678円/日
	2割負担	832円/日	872円/日	1,314円/日	1,356円/日
	3割負担	1,248円/日	1,308円/日	1,971円/日	2,034円/日
要介護2	1割負担	478円/日	501円/日	776円/日	801円/日
	2割負担	956円/日	1,002円/日	1,552円/日	1,602円/日
	3割負担	1,434円/日	1,503円/日	2,328円/日	2,403円/日
要介護3	1割負担	540円/日	566円/日	896円/日	925円/日
	2割負担	1,080円/日	1,132円/日	1,792円/日	1,850円/日
	3割負担	1,620円/日	1,698円/日	2,688円/日	2,775円/日
要介護4	1割負担	600円/日	629円/日	1,013円/日	1,049円/日
	2割負担	1,200円/日	1,258円/日	2,026円/日	2,098円/日
	3割負担	1,800円/日	1,887円/日	3,039円/日	3,147円/日
要介護5	1割負担	663円/日	695円/日	1,134円/日	1,172円/日
	2割負担	1,326円/日	1,390円/日	2,268円/日	2,344円/日
	3割負担	1,989円/日	2,085円/日	3,402円/日	3,516円/日

サービス項目		加算利用料		備考
		加算Ⅰ	加算Ⅱ	
入浴介助加算	1割負担	40円/日	55円/日	
	2割負担	80円/日	110円/日	
	3割負担	120円/日	165円/日	
		加算Ⅰイ	加算Ⅰロ	
個別機能訓練加算	1割負担	56円/日	76円/日	
	2割負担	112円/日	152円/日	
	3割負担	168円/日	228円/日	
中重度者ケア加算	1割負担	45円/日		
	2割負担	90円/日		
	3割負担	135円/日		
		加算Ⅰ	加算Ⅱ	
口腔・栄養スクリーニング加算	1割負担	20円/日	5円/日	
	2割負担	40円/日	10円/日	6月に1回を限度
	3割負担	60円/日	15円/日	
生活機能向上連携加算Ⅰ	1割負担	100円/月		
	2割負担	200円/月		3月に1回
	3割負担	300円/月		
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1割負担	22円/日		
	2割負担	44円/日		
	3割負担	66円/日		
科学的介護推進体制加算	1割負担	40円/月		
	2割負担	80円/月		
	3割負担	120円/月		

※通常サービス実施地域を越えての御利用の際は所定単位数に5%加算されます。

※介護職員等処遇改善加算Ⅰは所定単位数の合計に9.2%加算されます。

※おむつ代、食費等その他個別に必要なものについては実費徴収いたします。

(8) 地域密着型通所介護従業者の禁止行為

地域密着型通所介護従業者はサービス提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①医療行為（看護職員、機能訓練指導員が行う診療）
- ②ご利用者様又はご家族様の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ご利用者様又はご家族様からの金銭、物品、飲食の授受
- ④身体的拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為（ご利用者様又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合は除く。）
- ⑤その他、ご利用者様又はご家族様等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(9) サービス提供にあたって

- ①サービス提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。住所等に変更があった場合は速やかにお知らせください。
- ②ご利用者様に係る「居宅サービス計画書(ケアプラン)」に基づき、ご利用者様及びご家族様の意向を踏まえて、機能訓練の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した「地域密着型通所介護計画」を作成します。なお、作成した「地域密着型通所介護計画」は、ご

利用者様又はご家族様にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。

- ③サービス提供は「地域密着型通所介護計画」に基づいて行います。なお、「地域密着型通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更する事ができます。
- ④地域密着型通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

(10) 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待に関する担当者を選定しています。(担当者：住友 泉)
- ②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③虐待防止のための指針を整備しています。
- ④従業者に対して、虐待を防止する為の定期的な研修を実施しています。
- ⑤虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(11) 事故発生時の対応について

利用者に対する地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する地域密着型通所介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(12) 緊急時の対応

サービス提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
主治医	
病院又は診療名	
医師名	
住所	
電話番号	

(13) 非常災害対策

- ①事業所に災害対策に対する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に対する取り組みを行います。
- ②非常時災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います（毎年2回）

(14) ハラスメント

地域密着型通所介護サービスの適切な提供を確保する観点から、性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じます。

また、利用者もしくはその家族より従業員の人格などを貶める言動に対しても必要な措置を講じます。

(14) 地域との連携について

- ①運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ②指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センター或いは市町村（みよし広域連合）職員等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね6月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し閲覧できるようにします。

(15) 相談、苦情対応

当事業所における苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

1 当事業所における苦情の受付

健生西部デイサービスなでしこ：電話 0883-72-1011（担当者 住友）

2 行政機関その他苦情受付機関

みよし広域連合：電話 0883-76-0030

徳島県国民健康保険団体連合会：電話 088-665-7205（苦情専用ダイヤル）

- * 事業所の運営状況を示す資料として、事業計画及び財務内容に関する資料を利用者及びその家族、一般の方の求めに応じて開示・閲覧することができます。

- * 利用申込者の判断能力に障害が見られる場合及び、何らかの理由で署名ができない場合等には、家族・代理人・成年後見人等との契約又は第3者の立会人を求めます。

指定通所介護のサービス提供の開始に際し、本書面に基づき
重要事項の説明を行いました。

(事業所)

事業所名 健生西部デイサービスなでしこ
所在地 徳島県三好市池田町サラダ 1877-1

説明者 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業所から重要事項の説明を受け、
指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 (_____)